

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成 1 2 年東村山市条例第 9 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 3 8 1 号）の公布等に伴い、介護保険料の改定等を行うため、本案を提出するものである。

東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

東村山市介護保険条例（平成12年東村山市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第6号イ中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号イ中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号イ中「300万円」を「320万円」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に改める。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ及び第15号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の第12条及び附則第10条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

# 東村山市介護保険条例の一部を改正する条例

## 新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

(保険料率)

第12条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

(6) 次のいずれかに該当する者 77,300円

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,300円

イ 合計所得金額が210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 102,800円

イ 合計所得金額が320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

(9)～(16) (略)

旧 条 例

(保険料率)

第12条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(5) (略)

(6) 次のいずれかに該当する者 77,300円

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

(7) 次のいずれかに該当する者 88,300円

イ 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

(8) 次のいずれかに該当する者 102,800円

イ 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ (略)

(9)～(16) (略)

新 条 例

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,300円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,300円」とあるのは、「29,700円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,300円」とあるのは、「48,300円」と読み替えるものとする。

附 則（平成12年東村山市条例第9号）

第1条～第9条（略）

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第12条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ及び第15号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28

旧 条 例

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,300円とする。
- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,300円」とあるのは、「29,700円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,300円」とあるのは、「48,300円」と読み替えるものとする。

附 則（平成12年東村山市条例第9号）

第1条～第9条（略）

新 条 例

条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

旧 条 例